

Title	聖トーマスの奴隷論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.1 (1922. 1) ,p.41- 69
JaLC DOI	10.14991/001.19220101-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220101-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

依つて之を見れば恩と云ふことは固より絶對の抽象的概念にあらずして、相對的の現實關係を示指する言葉であつて、恩を施す者も之を受くる者も共に當然爲すべきの義務を爲さなければ恩の觀念は生じないのであらう、如何に君臣の間柄であつても、君は臣の爲めに盡くし、臣は君の爲めに盡くさなかつたならば、恩も成り立たざれば忠も成り立たないのである、されば社會を組織する人々が相互に善事を爲し、相互に利益を受けつゝ、人道を完了するのが、衆生恩に酬ゆる所以であつて、個人と衆生とは正さしく君臣の間柄に異ならないのである。

近來卑俗に社會奉仕の新熟語を工夫する者あり、大に人氣に投して流行の姿なきにあらざるも、其の實此の新熟語の内容は全然衆生恩に酬ゆるの意義であつて、其の思想の由來は別に新らしくも何でもないのである、然れども衆生恩の語は陳腐であつて、而かも甚だ佛臭い嫌がある、社會奉仕は何人の工夫に出てたるや知らざるも、ソリダリテイの思想を實にするの言葉であつて、群衆陛下の鴻恩に酬ひ奉るの意を表彰するには最も恰好の言葉であらう此の事は餘事ながら茲に附記して參考に供するのみ。

聖 トーマスの 奴隷論

高橋 誠 一 郎

曾つて他の機會に於て言へるが如く、基督教は社會的病患を救治するが爲めに熱狂的に正義と平等とを説ける希伯來の豫言者と、國家的拘束を離脱して個人的生活の完成を企圖せるストア哲學に由つて薰化せられたる精神的雰圍氣中に生れ出でたるものなり。基督教は人間本來の平等を教へ、共同團體若しくは國家の界域を越えて、一切の階級と種族とを抱擁せる同胞主義を唱道せり。凡そ何人と雖も、他人をして自己に従屬せしむることを欲するが爲めに、縦令ひ之れを強要す可き實力を有したりとするも、彼れ等よりして服従を要求す可き權利を有するのと能はざるなり。統治權者の他を支配する正常なる權威は惟り劍を佩びて神意を執行するが爲めに神によりて賦與せられたるものと看做されたり (W. Cunningham)

ham, Christianity and Economic Science, 1914, pp. 9-10. 雜誌「大觀」第四卷第五號所載拙稿「所有權と公正の價格」。洵に神を以て父として認めたる者は亦た人を以て兄弟として認めざるを得ざりしなり。

斯くの如き基督教の教旨は一見奴隷制度と絶對に相容れざるが如し。然るに基督教及び其の使徒等が到る處に於て其の周圍に看出せる奴隷制度を廢止せんとするの舉に出づることなかりしは些か奇異の感なくんばあらず。殊に吾人は初期の基督教が來世に於ける光明幸福の神言なりしと等しく、又た現世に於ける社會救済の福音たりし事實を知悉するに於てあや。而も基督及び其の使徒等は寧ろ主人に對して慈悲を説き、奴隷に對しては忍從を訓ゆるに由りて奴役の勞苦を輕減すると同時に、之れが容受を以て恥辱たるよりも却つて名譽たらしむることを企圖せるなり。使徒パウロがエペソ人に贈れるの書に「僕なる者よ、基督に服ふが如く、畏懼戰慄誠の心をもて肉體に屬ける主人に服ふ可し。人を悦ばする者の如く、唯だ眼前の事を務むること勿れ。基督の僕の如く心より神の旨を行ふ可し。(中略)。主人なる者よ、爾曹も亦た斯くの如く彼れ等に行ひて厲言を止めよ、蓋

は彼れ等と爾曹の主、天に在り。彼れは偏る所なしと爾曹知ればなり」と言へるもの是れなり(以弗所書第六章第五、六九節。尙ほ路加傳第十七章第七節以下、哥羅西書第三章第二十二節以下、提多書第二章第九節以下、及び提摩太前書第六章第一節以下參照)。

基督に従へば萬人悉く自由平等にして、一の奴隷も存することなきに拘らず、聖パウロ並びに其の他の使徒は奴隷の地上に存在し得ることを拒み、其の解放を以て當面の必要なりと宣言することなきのみならず、却つて奴隷は其の主人に順服し、主人は其の奴隷に對して温良ならざる可らざるを説けり。而も斯くの如きは矛盾に似て矛盾に非ず。由來基督の福音は人々が娑婆世界を征服するの力を獲得し得るが爲めには之れを蔑視せずして、而も之れを厭離す可きことを彼れ等に教ふるものなり。而して初期の基督教徒は奴隷制度を以て徹頭徹尾不當なる財産形態なりとして之れを非議するよりも寧ろ人々をして肉體的束縛裡に在つて精神的自由の境涯に高揚安居せしめんとせるものなり。パウロがテトスに贈れる書に「僕には己れの主人に服ひ、何事を爲すにも之れを悦ばせん事を努め、之れに

言ひ嘲はす、物を竊み取らず、之れに忠信を盡す可き事を勸む可し。此は何事を爲すには我儕の救主なる神の教を飾ることをせん爲めなり。夫れ總べての人に救を賜ふ神の恩あらはれ、我儕を誠め、我儕をして神を敬はざる事と世の中の慾を棄て、自ら制し、正しく且つ度みて今の世に存へ、望む所の福となる神、即ち我儕の救主イエス・キリストの榮の顯れん事を望み待しむと言へるものは即ち斯くの如き意味を表はせるものには非ざるか(提多書第二章第九—十三節)。

二

斯くの如き初期基督教徒の思想は又たストア哲學者のそれと類似する所極めて大なるものなり。ストア哲學の先驅を爲せるキニク學派の祖アンチスセニス(Antisthenes)は徳を以て人間生活至高の目的なりと認め、徳のみ惟り善にして、不徳のみ惟り惡なりと認めたり。徳と不徳との中間に存するものは總べて不偏(ἀδιάφορα)なり。而して善のみ惟り吾人の知的所有物たり得るものなり。爾餘一切のもの、即ち自由の如きものと雖も、財産、名譽、健康、生命其の者と等しく其れ自體に於て善なるものに非ず。隸屬と雖も、貧困、恥辱、病弱、死と等しく其れ自體に於て惡な

るものに非ず。而して又た彼れに取りては徳の本體は自制に存す。そは外物よりの獨立、必要よりの解脱、惡の回避に存す。アンチスセニスの門下より出でて、却つて其の師よりも顯著と爲れるシノーピのダイオゲニス(Diogenes)も自由と隸屬との區別に對して何等の價值をも認むるとなかりき。即ち聖賢は縦し奴隸の境涯に在りと雖も、而も自由にして生來の支配者たるが故なり。彼れは國家を否認せり。彼れは世界の市民なりき。國家的生活は聖賢に取りて必要なるものに非ず。彼れは隨處に悠々乎たるものなり。彼れが學徒の理想的國家は實に萬民共に一の遊牧民の群れを成して生活する自然の状態なりき(Diogenes Laertius, Liv. VI. 參照)。

ストア哲學に至りてはキニク哲學の規範は之れを善良なる市民生活に取りて普通なる義務の履行と矛盾なからしむるの程度に於て緩和せられたり。キニク哲學の自足は猶ほ一個の理想として宣揚せられつゝありと雖も、而も其の粗笨なる個人主義は更らに社會的なる信條の前に道を讓れり。人間の社會的結合は相互和順の諸感情及び凡ゆる人々が理性的實在として本質的に同一にして、共通の

欲望及び命數を有するものなりと倣せる感情の上に基礎を有するものなり。斯くて凡ゆる人々は平等の權利を有するものとして、又た理性の同一法則に服従するものとして觀察せらる。斯くの如き前提の上に彼れ等が世界一家説の理論は建設せらるゝなり。國家も亦た人間本性の結果なり。而も相互に反目鬭争する國家と人民とに人類を分つは人間の本性と矛盾するものなり。全人類は平等なる法律と平等なる權利とを有する一大共同團體を形成す可きものなり。而して一切のものに本質的にして共通なるもの、前に凡ゆる人間の區別は其の色を失ふ。是に至つて吾人は人間として吾人を尊敬し、且つ相互に顧慮するを得るなり。人間の本質は奴隷の中に在つても尊敬せられ、人間は敵の中に在つてすら愛せらる。斯くてプラトーン及びアリストオテリーズに取りて猶ほ未知のものなりし人道 (*Slavepartia*) の觀念並びに出生及び社會的地位の幸不幸を越えて共通なる人間の品位を認むる高貴なる思想は其の發達を見たるなり。

希臘市府が既に何等の政治的意義を有せざるに至りたる時、彼れ等の間に鮮明なる理想として現れたる世界一家説は羅馬人の間に移りて現實なる世界的帝國の理想と爲り、其の歴史的使命の誇らかなる自識と化せり。而して國民的なる其の市民法 (*Jus civile*) が世界的なる諸國民法 (*Jus gentium*) に依りて補足せられたる時、後者の解釋は一定特殊國の市民法の如く確然明白なるを得ざりき。是に於て乎、奉行 (*Praetor*) の認定の範圍は遙かに廣大と爲れり。而して自然法の觀念が希臘哲學より出でて羅馬法學者の心胸に穿入し行けるの時、此の *Jus gentium* の觀念は直ちに之れと結合するに至れり。自然法は一定國家の特殊法規の背後に永遠に存在するものと看做され、市民法の則る可き單純至善の規範として役立つに至れり。紀元第三世紀の大法學者ウルピエヌス (*Domitius Ulpianus*) に從へば *Jus naturale* は自然が動物及び人間に教へたる所のものにして (*Corpus Juris Civilis, Institutiones Lib. I. Tit. I. §. 2.*) 是れに據れば一切の人は悉く初め自由の身として生れ出でたるものと解釋せられたり (*Ibid., Tit. III. §. 1.*)。 (雜誌「解放」第三卷第七號所載抽稿「自然法と社會制度」)。(其の他 *Ibid., Digesta, XII 664, L. 17, 32, 參照*)。

而して本然に於てストア哲學の學徒なるも、而も其の注意を抽象的思辯よりも實際的睿智に傾けたる羅馬の哲學者セネカ (*Lucius Annaeus Seneca*) は人間の法律的

平等を宣言することなかりしと雖も、而も其の精神的平等を主張し、主人に訓ゆるに彼れが自ら遇せらるゝことを欲する所のものを以て其の奴隷を取扱ふ可きことを以てせり (Epistola ad Lucium, 73.)。彼れは又は惟り肉體のみ購はれ得ること認めたり (Ibid, 31, 47. 尚ほセネカの奴隷論に關しては De Benef. icilis, III. 20 参照)。

三

自然法の觀念は又た古代及び中世に於ける基督教徒に取りて最も共鳴する所大なるものなりき。そは彼れ等より觀れば、エデンの樂園に於ける原始人の無辜潔白、其の墮落と之れより生じたる人心の腐敗、及び文明と人法との劣等なる性質に關し聖書中に啓示せられたる眞理を異教的に表明せるものにして、又た自然すら神法と一致せる一定の命令を下すものなることを確認せるものなり。而して彼れ等は其の正當を承認す可き根據を羅馬書第二章第十四、五節に看出せり。斯くして自然法の觀念は再び教父哲學及びスコラ哲學の文獻中に其の姿を現すに至れり。(前掲「自然法と社會制度」)。其の *Divinarum institutionum libri septem* に於て、萬人皆な一切の物を共同に求めたるサツルヌスの治世を讚美し、彼れが天國より放

逐せられてレーシウムに到着せる後は、管だに餘剩を所有せる者が他に對して配分を與ふることを怠れるのみならず、彼れ等は一切の物より自己の私的利得を生せしめて、他人の財産を略取することをすら敢てするに至れるを遺憾とせるラクタンシウス・フアミエーヌスは又た曰く、人を創造せる神は萬人悉く平等なる可きことを命じたり。「彼れ」は萬人の上に生活の同一體様を置けり。「彼れ」は睿智に於て萬人を造れり。「彼れ」は萬人に對して不死を約せり。何人と雖も「彼れ」が至上の恩惠より遮斷せらるゝことなし。「彼れ」の眼中には奴隷なく、又た主人なし。蓋し吾人は總べて同一の「父」を有するを以て、平等なる權利によりて吾人は悉く「彼れ」の子女なればなり。正道を履まざる者を除きては神の眼には貧しき者なく、徳に満てる者の外、富める者なし。(中略)。或人曰はん、汝等の間に在りて或る者は貧困にして他の者は富裕なるに非ずや、又た或る者は奴僕にして他の者は主人たるに非ずやと。個人の間には一定の差別存するに非ざるか。何等の差別も存することなく、又た吾人が吾人自らを以て平等なりと信ずる以外に、吾人が相互に各自の上にて同胞の名を與ふ可き他の理由毫も存することなし。蓋し吾人が一切の人物を

估料するは肉體を以てせずして精神に依るが故に、縱令ひ肉體の状態は相違する
と雖も、尙ほ吾人は一の奴僕をも有することなく、而も吾人は精神に於ては兄弟と
して、宗教に於ては等しき仲間の僕として彼れ等を看做すと共に又た斯く彼れ等
を稱するなりと (ibid., v. 15-16.)。

而して曩きには個人と雖も、全體の共同使用の爲めに取得せんとして勞作せる
所の物は今や一部少數者の權力に歸屬せしめられ、彼れ等は他人をして奴隷たらし
むるを得るが故に、生活必需品を同收し蒐集し、天恵を自己の有と爲し、彼れに取
りては既に存在せざる感情と爲れる仁愛 (humanitas) の爲めにするに非ずして、慾情
と貪婪の凡ゆる手段を掻き集め得るが爲めに生活必需品を固く閉鎖し始めたる
に反し (ibid., v. vi.)、奴隷の境遇は貧困と等しく謙卑と忍従の徳を實行するの機會
を與ふるが故に祝福なりと宣言せられたり (Chrysostomus, Genes., serm. v. 1.; Ep. ad Cor.,
hom. xix. 4.)。

神權に依れば (iure divino)、地と之れに充つるものとは神の有なり、神は貧者と富
者とを同一の粘土より造れり、同じき土地は貧者と富者とを等しく支持す、然れど

も人權に依れば、或る者は此の地所は我が有なり、此の奴僕は我が有なり、此の家屋
は我が有なり (haec villa est mea, meus est iste servus, mea est ista domus) と稱し得るもの
なりと做せる (In Evangelium Joannis, tract. vi. 25.) 聖アウグスティヌス (Aurelius Augustinus)
は人間がアダム及びエバの犯せる罪過の結果として蒙れる刑罰の一として奴隷
制度を承認せんとせり。曰く、最初の清淨なる人々は王よりも寧ろ牧人なりき、神
は此に於て創造の命令の希求せる所のものと共に又た罪の報ひの強要する所の
ものを示したればなり。蓋し奴役の重荷は正しく罪過の背に負はせられたるな
り。斯くて又た一切の聖書中に於て吾人はノアが彼れを怒らしめたる其の子の
上に呪詛として之れを課するに至るまでは決して僕 (servus) と云へる語に逢着す
ることなし (創世記第九章第二十五節参照)。即ち知る、初めて其の名を與へたるも
のは罪過にして自然に非ざるを。(中略)。罪は隸屬の母にして、又た人が人に服従
する第一原因なりと。彼れは又た戦争によりて征服せられたる者を奴隷たらし
むることを是認して曰く、被征服者を屈從せしむるは此に於て彼れ等の罪過を矯
正し、若しくは又た之れを處罰するものにして神の命する所なりと (De Civitate Dei,

Xix. 14-5.)。

而してヘールズのアレンゲンダー(Alexander of Hales, Alexander de Ales)亦た罪過以前に在つては(ante peccatum)一般的自由及び平等行はれたるも、而も罪過以後に於て(Post Peccatum)一部は隠秘なるも、而も常に公正なる天の配劑に由り、一部は悪人の懲罰として、最後に罪過の一般的應報として隷屬關係を生じたりと説きて總べての人は本來自由平等なりと言へる自然權の教義と聖パウロによりて「羅馬書」第十三章中に是認せられたる支配及び隷屬關係の存存との間に存する矛盾を解決せんとせり(Summa Theologiae, iii, qu. 27.)。

四

難船の際に高價なる馬匹を救ふが爲めに廉價なる奴隷を犠牲とするの正否はストア學徒の間に於てすら意見の一致を見ざる所なりしが(Cicero, De Officiis. III. 23.)、既に羅馬時代に於て其の經濟事情が奴隷勞働の生産力を減少せしめたる時に至りて、斯制度の倫理的缺陷指摘せられ、次で其の經濟上、不利益なる所以の論述せらるゝを見たり。即ちツマロ(Marcus Terentius Varro Reatinus)及びユルメス(Lucius

Junius Moderatus Columella)の兩者は自由勞働が奴隷勞働に比して優越せる價值を有することを認め、後者は羅馬に於ける農業衰頹の原因を以て大半奴隷勞働の使用に歸せり。(Varro, Rerum Rusticarum Libri, I. 17. Coli rura ab ergastulis pessimum est et quiddid agit a desperantibus.—Gaius Plinius Secundus, Naturalis Historia, xviii, 7. Omne genus agri tolerabilis sub liberis colonis, quam sub villicis.—Columella, De re rustica, I. 7.)。

猶太のヒロー(Philo Judaeus)の記す所に據れば、Essene及びTherapeutae 教派は普く奴隷を禁止せりと云ふ(〇 pp. I.)。而も基督教は理論上奴隷制度に反對することなかりしと雖も、實際上奴隷の境遇を改善するに資する所多く、且つ其の解放の獎勵に由りて之れが革除に貢獻する所大なりしなり。既に五百〇六年の Concilium Agathense は隸民が其の主人によりて意のままに殺害せらるゝを禁止、彼れ等は法術に引かる可きものなることを命じたり。加之ならず教會の無數の祭日は奴僕の利益に資すること大なり。法王アングザンダー三世(Rolando Ranuci)は漸次彼れ等を解放す可きことを勸奨せり、一千百〇二年の倫敦法會議は人間が獸の如く賣却せらるゝを禁じたり(Concil. ed. Venet. 1730, XII, 1100, Nr. 27.)。Guchard の

Polypiques d'Irminon は教會が自己の隷民に對して行へる模範的解放を叙せり (Prole-
88, 220)。而も大體に於て教會は自己の隷民よりも他の隷民の解放に向つて貢
献する所大なりしなり (C. 39, C. XII, qu. 2; C. 3, 4, X, De rebus eccl. 參照)。 (W. Roscher
Grundlagen der Nationalökonomie, bearbeitet von R. Pöhlmann, 1900, Ss. 189-190.)

而して吾人が是より以下に於て論述せんとするアクイノの聖トーマスが奴隷
論を爲せる當時に於ては古羅馬の時代に於ける奴隷制度は時勢の必要に驅られ
て全然消滅し去れるなり。中世の社會に在りて最も酷く之れが類似せるものを
覓むれば即ち隷民なりと雖も、而もそは奴隷より自由勞働に移る過渡の一階段に
過ぎざるものなり。奴僕は單獨に賣却せらるゝを得ずして、彼れの歸屬せる村落
若しくは地産と共にせざる可らざるに至れり。「索遜鑑」(Sachsenspiegel) の註釋に見
えたる「隷民は奉仕するが爲めに生き、生くるが爲めに奉仕す」(der Eigene lebt, um
zu dienen und dient, um zu leben) なる古諺は次第に事實と適合を缺くに至り、隷民は其
の主人の地上に一定の勞務を遂行し、自用地の一定収益を納付す可きを要求せら
れたり (II, 108)。第八世紀以後に存したる謂ゆる *notuarium* なる借地相續の頁は

隷民と雖自己の權利に於て財産を取得し、維持するを得たるの證左として觀得
るが如し。斯くて經濟上より觀たる斯制度の主たる缺陷は既に除去せられしな
り (Roscher, op. cit., S. 188)。加之ならず奴僕に對する主人の權利は嚴格に其の勤務
の處置に限定せられて、其の肉體に對する古代の絶對權は完全に消滅せるなり。

五

聖トーマスは嘗だに聖アウグスチヌスの提唱せる所論に據れるのみならず、又
たアリストオテリーズ及び羅馬の法律家によりて暗示せられたる所に從ひて奴
隷制度の正當なる所以を承認せり。彼れは其の *Summa Theologica* の *Pars Prima*,
Quaestiones xcvi. に於て、無辜の状態に在りては人は動物に對し、又た一切の被造物に
對して主人たり得るかを問へるの後、這個の状態に於ては一切の人々は平等なり
や否やの問題を解決せんとせり (*Articulus 3.*)。

彼れは先づ其の常例の論法に従ひ、先づ自ら證明せんとしつゝ、ある定則に對す
る反對論を列擧せり。(第一)無辜の状態に於ては萬人悉く平等なりしが如し。即
ちグレーゴリウス曰く (*Moral. xxi.*) 吾人が罪過を有せざる間は、吾人は平等なりと。

而も無辜の状態に於ては毫も罪過なかりき。是れに由りて一切の者は平等なりき。(第二)不經書第十三章第十九節に従へば、總べての獸は自己と同様のものを愛す、又た之れと等しく總べての人は彼れ自身に最も近き者を愛するが故に、同様と等一とは相互愛着の基礎なり。而して無辜の状態に於ては人々の間に平和の結束物たる愛情豊富なりしが故に、斯くの如き状態に在りては一切のものは平等なりしなり。(第三)原因絶ゆれば結果も亦た止む。然るに人々の間に於ける現在の不平等の原因は神の方面に於ては、彼れが或る者に報賞し、他の者を所罰せるの事實より生じ、而して自然の方面に於ては其の缺陷に由りて或る者は生來、懦弱にして不完全なるに反し、他の者は強健にして十全なるの事實より發す、而して斯くの如きは原始的状態に於て存せざりしものなる可しと做すもの是なり。

次いでトーマスは是れ等の反對論を壓碎す可き定則を提出す。即ち羅馬書第十三章第一節には、神より出でたる諸物は善く命令せられたり、流布譯、凡そ有る所のものは神の立て賜ふ所なりとあり。然れどもアウグスチヌスは、命令は等一及び不平等なる諸物を其の合宜なる場所に配置すと云ふが故に(De Civ. Dei, xix)秩

序は主として不平等に存す。斯くて最も合宜にして秩序ある原始的状態に在りて尙ほ不平等は存在するなる可し。

第三に彼れは自己の結論を述べて曰く、吾人は必然原始的状态に於て一定の不平等の存せしことを認容せざる可らず、少くとも、生殖は性の不同に依頼するが故に性に關し、又た等しく或る者は他の者より生れ、又た兩性の結合は不胎に非ざる可きが故に年齢に關して不平等あるを認めざるを得ず。加之ならず、精神上に於ても道德及び知識に關して不平等なることある可し。蓋し人は必然的に努力するものに非ずして、自己の自由意志に依つて勞作するものにして、其の力に由りて人は行爲、欲望若しくは知識に心を傾け得るの程度を異にするなり。是れに由りて或る者は他に比して徳及び知識に於て大なる發達を遂ぐる可し。又た肉體的不同的存することある可し。洵に人間の身體は生命を支持す可き食料に依頼するが故に、そは外部の根源より多少の利益及び助力を受けざらんが如くに全然自然の諸法則より免るゝことなければなり。斯くて吾人は氣候若しくは星の運行に従ひ、或る者は他よりも強壯なる身體を以て生れ、而して又たより巨大

により秀麗に、又た凡ゆる點に於てより完備して生るゝなり。さはさりながら斯く凌駕せられたる者に在りて何等精神若しくは肉體に於て瑕疵又は過誤あることなかりしなる可し。

最後にトーマスは逐一前掲の反對論に答へたり。第一にグレゴリウスは這般の言辭によりて徳と不徳との間に存するが如き底の不等一を除外せんと欲したるなり。即ち斯くの如き不等一の結果、或者は刑罰として他に隸屬せしめらるるなり。第二に等一は等一なる相互的愛情の原因なり。而も不等一なる者の間には等一なる應酬存せざる可きも等一なる者の間に於けるよりも更に大なる愛情存するを得るなり、即ち子息は彼れが其の父によりて愛せらるると等しく彼れを愛することなしと雖も、父は本來其の子息を愛すること兄弟が其の兄弟を愛するよりも大なり。不等一の原因は神に於て存するを得可し。但しそは「彼れ」が或る者を所罰し、他の者に報賞せんと欲せるの意味に非ずして、「彼れ」が或る者に陞せんとせるの意味に於て然るものなり。斯くて秩序の美は人々の間に愈々益々輝き出づ可し。不等一は又た上に述べたるが如く如何なる種類の自然的瑕疵も存することなくして自然の體様に於て生ずることあり得可しと。

六

聖トーマスは次項に入りて「無辜の状態に在りては人は人の上に主人たりしや否や」の問題を解決せんごせり。論者先づ曰く「無辜の状態に在りては人は人の上に主人たりしことなかりしが如し。即ちアウグスチヌス曰く (De Civ. Dei, xix)、「神は理性を賦與せられ、彼れの形像にかたどりて造られたる人間を以て理性を有せざる被造物に對するの外は主人たらしむることを欲せず、人を以て人の上に主人たらしむることなく、人をして家畜の上に主人たらしむることを欲せり」と。第二に罪過に對する刑罰として此の世に現れたるものは無辜の状態に在りては存在せざりしなる可し。然れども、罪過以後に至り婦人に對して「汝は汝の夫の權力の下に在る可し」(創世記第三章第十六節)の言ありしが故に、人間は刑罰として人間に從屬せしめられしなり。從つて無辜の状態に於ては人は人に從屬することなかりしなり。第三に從屬は自由と對立す。然も自由は、アウグスチヌスの言へるが如く (De Civ. Dei, xix)「人間の好意の欲求し得る何物と雖も缺くることなき」無

辜の狀態に在りて缺くことあらざる可き主たる祝福の一なり。従つて人は無辜の狀態に在りては人の上に主人たることなかりしなる可し。

然れども無辜の狀態に於ける人間の地位は天使のそれよりも高貴なるものにあらず。然るに天使の間に在りては或る者は他を支配す。斯くて又た一隊の天使は「支配」のそれと稱せらる。従つて或る者が他に從屬す可きは高貴なる無辜の狀態にふさはしからざるものに非ず。是に至りてトーマスは自説を述べて曰く、支配は二様の意味を有す、第一には隸屬に對するものにして、此の意義に於て主人と云ふは他の者が彼れに對して奴隷として從屬する者を指す。他の意義に於ては支配は一般に凡ゆる種類の臣民に關して云へるものなり、而して斯くの如き意義に於ては自由の民を統治し命令するの任務を有する者をすら主人と呼ぶことを得るなり。支配の第一の意味に於ては人は無辜の狀態に在りては人によりて支配せらるゝことなかりしならんも、然も後の意味に於ては人は這般の狀態に於ても人によりて統御せらるゝを得しなり。此の區別はアリストオテリーズが其の「形而上學」の初めに述べたるが如く、自由民は自己を處置し得るに反し、奴隷は他

に對して命令せらるゝの點に於て後者は前者と相違す。斯くて人は其の支配する所の者をして彼れ自身の(即ち支配者の)用に當らしむるの時彼れは其の奴隷として他を支配するなり。而して凡ゆる人の自己に固有なる福利は彼れ自身に取りて望ましきものにして、従つて又た自己のものたる可きものを他に委するは悲痛事なるが故に、斯くの如き支配は必然該臣民の上に加へられたる苦痛を包意す、而して無辜の狀態に於ては斯くの如きものは人と人との間に存すること能はざりしなり。

而も或る者は一自由民の特殊の善福に向つて、若しくは共同の福利に對して彼れを指導するによりて其の主人たるなり。斯くの如き種類の支配は二個の理由によりて無辜の狀態に於て人と人との間に存在せるなる可し。第一に人は自然に社會的動物にして、斯くて又た無辜の狀態に於ても彼れは社會的生活を營みしものなる可きが故なり。而して社會的生活は一人の統轄の下に共同の福利を念とするに非ざれば、多數人民の間に存立すること能はず。蓋し一人は一事に意を用ふるに反し、多數者其の者は多數の事物を覓むるが故なり。是に於て乎、アリス

トオテリーズは「政治學」の劈頭に於て、一事が多數の人に對して命せられたる時は、吾人は常に頭に立ちて彼れ等を指揮する者を看出す可しと。第二に若し或る者が知徳に於て他に卓越せりとせば、彼得前書第四章第十節に「各人其の受けし所の賜を以て互に施す可し」と説かれたるを以て、是れ等の賜を他人の利益の爲めに用ふるに非ざれば、こは適當ならざるが如し。是れに於て乎、アウグスチヌスは曰く(De Civ. Dei, xix.)「正しき人は權を振ふことを愛するに由りて支配せず、補導の任務に由りて命令するなり。事物自然の秩序は之れを要求す、而して斯くの如く神は人を造れり」と。以上の所論は即ち第一に擧げたる支配の體様の上に存する反對論に對する答辯たるものなり。(Summae, Pars Prima, q. xcvi, a. 4.)

七

トーマスが諸國民法は自然法と同一なりや否やの問題を論ずるに當り、辯明せざるを得ざりし反對論の一は「人間の間に於ける奴隷制度は自然なり、即ちアリス(Isidorus Hispalensis)の述ぶるが如く「奴隷制度は諸國民法に屬す」。されば諸國民の

權利は自然權なり」と云ふに在り。トーマスは之れに對して絶對に自然なるものと、其の結果によりて自然なるものとの間に區別を劃し(前掲「自然法と社會制度」參照)更に進んで此の區別を奴隷制度の場合に適用せり。曰く「絶對に思料すれば、此の特殊の人が奴隷以外のものたるを得ざる事實は自然の理由に基けるものに非ずして、其の結果として生ずる一定の效用に由れるものなり。即ちアリストオテリーズの述ぶるが如く、賢明なる人によりて支配せらるゝは此の者に取りて有益にして、前者は亦た後者によりて援助せらるゝを有利とするが故なり。従つて諸國民法に屬する奴隷制度は第二の關係に於て自然にして第一のそれに於ては然らず」と(Summae, Secunda Secundae, q. lvii, a. 3.)。

彼れは又た「自然法は變更せられ得るや否や」の問題を論ずるに當り「イジドローラ」は曰く(Originum seu etymologiarum libri XX, I. v. c. 4.)「一切諸物の共有及び一般的自由(communis omnium possessio, et omnium una libertas)は自然法上の事項なりと。然るに是れ等のものは人法によりて變更せらるゝを觀る。従つて自然法は變更せらるゝものなるが如し」と云へる反對論に答へて「或るものは二個の體様に於て自然

法に屬すと稱せらる。第一には自然が之れを愛するが故なり、人は他を害す可らずと云ふが如きは即ち其の一例なり。第二には自然が之れに反するものを生ぜざりしが故なり。斯くて自然は人間に衣服を與へず、そは技術の發明せる所に外ならざるが故に、吾人は人間が裸體たることは自然法に従へるものなりと稱するを得可し。此の意味に於て、一切諸物の共有及び一般的自由は自然法上の事項と稱せらる可し。即ち所有の區別及び奴隷制度は自然によりて齎さるゝことなく、人間生活上の便益の爲めに其の理性によりて案出せられたるものなるが故なり。従つて自然法は斯くの如き關係に於ては附加に依るに非ずんば變更せらるゝことなしと做せり (Summae, Prima Secundae, q. xciv. a. 5. a. d. 3.)。又た曰く「人間の行爲及び事物の處置に關する事項に於ては臣民は卓越せる理性に由りて彼れの上長に服従す可きものなり。斯くて兵士は戦争に關する事項に於ては其の士官に服従し、奴隷は其の奴役の遂行に關する事項に於ては彼れの主人に服従せざる可らず」と (ibid, 2a, 2ae, q. cv. a. 3.)。而して彼れは奴隷を以て主人の動産物件と看做し、之れを誘ひて其の主人の許を去らしむるは正に彼れに對して損害を加ふる

ものにして盜賊を以て論ず可きものなりと做せり (ibid, q. lvi. a. 3.)。

トーマスの著として吾人に傳存する De Regimine Principum. 中にも亦た同一意思の表明せられつゝあるを見る。(而も此の書が眞にトーマスの手に成れるは其の第二編第二章の半ばまでにして、他は彼れの弟子ルツカのトロメオ (Tommeo da Luca) の作に係るものなりと云へば、本書中奴隷論を包有する部分はトーマスの眞著と看做されざるものなり。Jourdain, Philosophie de St. Thomas, vol. I, pp. 400, 141-9) 参照。「自然は他の事物に於けると等しく人間にも品等ある可きことを命じたり。吾人は優等及び劣等の原質に於て之れを見る、吾人は總べての混成體に於いて或る一原質の優勢なるを見る。(中略) 吾人は肉體と身體との關係に於て、又た相互に比較せられたる心意の諸方に於ても亦た之れを見る。即ち悟性及び意志の如きものは命令及び致動を以て任とし、他のものは奉仕を命せらるゝが故なり。人々の間に於ても亦た斯くある可きものなり。斯くて又た或る者が自然に依つて奴隷たることを明かにせられたり。或る者は自然の或る瑕疵によりて理性を缺く、而して斯くの如きものは其の理性を用ふること能はざるが故に、之れを奴役に

従事せしむ可きものなり、而して之れを自然法と呼ぶ。又同書が其の被征服者を奴隷たらしむる征服者の権利に關説して、而も何等の論評を加ふることなきは暗黙に之れを是認せるものと見るを得可し(De Reg. Prin., ii. 10)。同書は更らにアウグスチヌスの見解を承認して曰く、然れども、人に對する人の支配は自然法に依るか、又は神によりて許容せられ若しくは設定せられたるやは明確に決定せらるゝを得るなり。若し吾人にして奴隷的從屬の意味に支配を解することせば、それは罪過によりて誘入せられたるものなり。然れども補導し指導するの職能に關する限りに於て支配を云々するとせば、それは斯の如き意味に於ては自然と稱せらるゝを得可しと(ibid., iii. 9.)

八

奴隷に關する聖トーマスの意見は普く彼れ以後に於けるスコラ哲學者の承認する所と爲れり。イージデイウス(Aegidius Romanus)は聖アウグスチヌスと共に人間は神自身が自然に打ち建てたる本原的秩序より墮落せるが故に、彼れは自己に屬するの權利を喪失せりと宣言せり。彼れはアリストオテリーズと共に、一は自

由を、他は隸屬を豫定せられたる二種の人間の存することを承認せり。加之ならず、彼れが自然的と呼べる此種の隸屬に對し、更らに他のものを加へたり。それは純然たる法律のものなるも、而も彼れに取りては等しく正當たるの觀ありしなり。即ち戰爭の權利に基礎を有するものにして、被征服者をして彼れ等の生命に代へて自由を抛棄し、征服者の奴隷たらしむることと是れなり。彼れは、之れを以て夫れ自體に於て正當なることを承認せり。蓋し彼れの意見に據れば、それは自國を防備するが爲めに有用なるが故なり。即ちそれは戰士の眼前に怯懦より生ずる戰慄す可き結果を示して其の勇氣を勵ますが爲めなり。(A. Franck, Réformateurs et Publicistes de l'Europe: Moyen âge—Renaissance, p. 91; G. O'Brien, An Essay on Medieval Economic Teaching, p. 98.)

更らに誤つて「最後のスコラ學者」と稱せらるゝガブリエル・ビール(Gabriel Biel)は奴隷に三種あることを認めたり、神の奴隷、罪の奴隷及び人間の奴隷是れなり。第一種の奴隷の地位は全然善にして、第二のものは全然惡なり。然るに第三のものは諸國民法によりて設定せらるゝことなしと雖も、而も是れに由りて是認せられ

たり。人が奴隷たるに至る四つの徑路あり、即ち第一に奴隷を母として生るゝに由り(ex necessitate)第二に戦争に際して捕虜と爲るに由り(ex bello)自由民が一定の罪惡を犯せる場合に法律が之れに對して下せる判決に由り(ex delicto)若しくは人が自ら奴隷として身賣を行ふに由りて(ex propria voluntate)生ずるなりと(Inventarium seu Repertorium generale super quatuor libros Sententiarum, IV. xv. 1. 尙ほ Carletus, Summa Angelica, q. cxxii. 參照)。ビールは又た明確に奴隷に對する權利の限界を述べて曰く「奴隷の體軀は宛も牛の體軀の如く、全然主人の權力内にあることなし、又た主人は奴隷を殺害し、又たは其の身體を毀損し、若しくは神法に悖りて之れを凌辱することを得ず。奴隷の勞働より生じたる現世的利得は主人に屬す、而も主人は生活の必需品を奴隷に支給するの義務あり」と(op. cit., 5.)。(O'Brien, op. cit., pp. 99, 100.)。是れに由りて觀れば、其の經濟學說に於て實際經濟社會との調和を計るが爲めに屢々峻巖なる基督教の教理を緩和するの必要に驅られたるトーマス及び爾餘のスコラ學者は彼れ等の奴隷論に於ては舊來の教旨を其のまゝに反復するを得たりしなり。蓋し既述せるが如く古代の奴隷制度に存したる害惡は實際經濟上

の必要と基督教々理の影響とに由りて既に殆んど全く消滅し去れるが故なり。斯くて彼れ等は主人の暴虐を吐責するが爲めに強烈なる言語を繰返すの必要をすら見ざりしなり。従つてトーマスが時勢遅れなるアリストオテリーズの奴隷論を承認せるは必ずしも John Kells Ingram の言ふが如く、彼れが深く此の希臘哲學者に歸依せるの事實を示すものに非ず(A History of Political Economy, 2nd ed. 1914, p. 29.)彼れは唯だ單に其の論證せんとせる他の命題を取扱ふに際し、古來の奴隷制度を援用して其の論述に資せしめんとせるなり。(一九二一年十二月稿)